

岩手県告示第32号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年1月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 河川の名称 北上川水系滝沢川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 令和5年1月20日
- 3 廃川敷地等の位置 一関市滝沢字芦沢75番3地先から30番4地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 10,907.11平方メートル

備考 関係図面は、岩手県県土整備部河川課及び県南広域振興局土木部一関土木センターに備えておいて縦覧に供する。